

京都市交通局管理規程第10号

京都市高速鉄道旅客運賃条例施行規程の一部を改正する規程を公布する。

平成26年2月21日

京都市公営企業管理者

交通局長 西村 隆

京都市高速鉄道旅客運賃条例施行規程の一部を改正する規程

京都市高速鉄道旅客運賃条例施行規程の一部を次のように改正する。

第4条に次の1項を加える。

- 3 旅客は、第1項の規定にかかわらず、定期旅客運賃については、管理者が承認するクレジットカードによる決済をもって支払うことができる。

第78条に次の1号を加える。

(13)クレジットカード決済により購入した定期券等に表示するもの



附 則

この規程は、平成26年2月24日から施行する。

(交通局営業推進室)